

給与支払報告書等に記載されたマイナンバーの本人確認について

◇個人事業主の方へ

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際は、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

- ◆市役所窓口へ提出する場合 → 提出時に本人確認書類の提示をお願いします。
※窓口へ設置された提出箱へ提出する場合は、本人確認書類の写しを添付してください。
- ◆郵送等により提出する場合 → 本人確認書類の写しを添付してください。

本人確認書類

◆マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）ができます。
裏面の添付台紙に、マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方

①番号確認書類と②身元確認書類が必要です。

裏面の添付台紙に、①番号確認書類の写しと②身元確認書類の写しをそれぞれ貼ってください。

①番号確認書類

- ・マイナンバー通知カード※1
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）
などのうちいずれか1つ

+

②身元確認書類

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
などのうちいずれか1つ

※1「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された住所、氏名などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※提出いただいた書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

※給与支払報告書の提出を税理士等に委託している場合は、総括表と本人確認書類の写しを委託先に渡してください。

【問い合わせ先】酒田市役所 税務課市民税係 電話（0234）26-5712

本人確認書類添付台紙

①番号確認書類

- マイナンバーカード裏面（マイナンバーあり）
- マイナンバー通知カード
- 住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの）
などのうちいずれか 1 つ

余白部分を切り取り
ここに貼ってください。

②身元確認書類

- マイナンバーカード表面（顔写真あり）
 - 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか 1 つ

余白部分を切り取り
ここに貼ってください。